

2022年9月12日

News Release

楽天損害保険株式会社

楽天損害保険、住宅向け火災保険「ホームアシスト」にマンション居住者専用の法律相談サービスを導入

楽天損害保険株式会社（以下「楽天損害保険」）は、住宅向け火災保険「ホームアシスト（家庭総合保険）」（以下「ホームアシスト」）の2022年10月1日以降に保険期間開始のご契約より、マンション居住者専用の法律相談サービス（以下「本サービス」）を導入することをお知らせします。本サービスの導入により、マンションで起こりがちな近隣トラブル等についての法律相談が可能となります。

マンションでは、部屋が隣りあっていたり、廊下やエレベーター、駐車場などの共用部分も多数あることから、他の居住者との距離が近いため、近隣住人との次のようなトラブルが起こりうる可能性があります。

- ・子供同士の喧嘩で相手に怪我を負わせてしまった
- ・マンション駐車場でペットが車に傷を付けてしまった
- ・隣人からの嫌がらせ

トラブルにどのように対処してよいか悩みがちですが、本サービスでは弁護士に30分の無料相談でアドバイスを受けることが可能です。訴訟に発展した場合は、同じ弁護士に委任し対応してもらうこともできます。（注2、3）

楽天損害保険では、本年7月14日に住宅向け火災保険「ホームアシスト（家庭総合保険）」の申込みページをリニューアルすることで、インターネット申込みにおいて必須とされているマンションの物件確認資料の提出が省略でき、マンションなどM構造の物件については、お客さまからの物件確認資料の提出が不要となっています（注4）。ITを活用したサービスの開発に加えて、本サービスのようなソフト面を充実することにより、今後もマンションにお住まいのご契約者さまのさらなる利便性の向上を目指していきます。

楽天損害保険は、ご契約者さまの充実したマンション生活を強力にサポートするとともに、さらなるサービスの向上に努め、お客さまが安心して日々の暮らしを送ることができるよう、人々と社会をエンパワーメントしてまいります。



注1 「楽天損保、住宅向け火災保険「ホームアシスト（家庭総合保険）」の申込みページをリニューアル」

<https://www.rakuten-sonpo.co.jp/news/tabid/85/Default.aspx?itemid=592&dispmid=753>

注2 30分を超える相談や相手方への対応、訴訟などを弁護士に委任する場合は、費用負担が発生します。

注3 法律相談のご相談内容によっては、利益相反、その他の理由により、弁護士が受任できない場合があります。

注4 当社の保有するマンションデータベースと照合した場合に限ります。

また、契約条件によっては確認資料の提出をお願いすることがあります。

【住宅向け火災保険「ホームアシスト（家庭総合保険）」について】

「ホームアシスト」は、ご契約建物の所在地における水災リスクに応じた保険料を設定することができます。日常生活で見る機会の少ないハザードマップにおける浸水予想状況等を分かり易くお客様にお伝えし、平時における洪水への備えや災害発生時の早期避難等にお役立ていただけます。

URL : <https://www.rakuten-sonpo.co.jp/family/tabid/989/Default.aspx>

以上